

問X - 1 - ③ 「確実に実施」の判断

一般社団・財団法人への移行の認可の申請において、公益目的支出計画の計画期間中の法人の収支を審査すると聞いていますが、遠い将来まで見通すことは困難です。どのようにすればいいですか。

答

- 1 ご質問にあるとおり法人の収支見通しについては審査をします。  
ただし、公益目的支出計画の計画期間中において、毎年度同様の事業が継続されると見込まれる場合は、1年間分の収支の見込みを申請書に記載し、その後については同様である旨を明示していただければ結構です。
- 2 なお、移行の申請を行う際に、法人全体の財務状況に影響を及ぼす活動（多額の借入や施設の更新等）を予定している場合には、その旨を記載していただくことが必要です。

【考え方】

一般法人への移行の認可の要件は、公益目的支出計画が「適正」で「確実」であることです。この「確実」であることの審査にあたっては、当該法人の収支の見込みなどを基に審査することにより、公益目的支出計画の計画期間中において、この計画が当初の予定どおりに財政的に支障なく継続的に実施できるかを審査することとしています。

ただし、公益目的支出計画については期間などについて法人の判断に委ねていることもあり、毎年度同様の事業を繰り返す場合には、1年間分の収支の見込みを申請書に記載し、後は「以下、同様」としていただければ結構です。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

1. 公益目的支出計画が「適正」であることについて（整備法第117条第2号関係）  
（中略）  
また、公益目的支出計画の実施期間については、社員等を含む法人の関係者の意思を尊重することが適切であると考えられるため、法人において定めた期間で認める。  
ただし、明らかに法人の実施事業等の遂行能力と比較して、設定された公益目的支出計画の実施期間が不相応に長期であると考えられる場合は是正を求めることもあり得る。
2. 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて（整備法第117条第2号関係）  
法人が「公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれること」とは、実施事業等以外の事業及び管理運営を含む法人活動全般について、その財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと見込まれることとする。  
申請時には、法人全体の直近1年間の事業計画書及び公益目的支出計画実施期間にお

ける当該法人全体の収支の見込みを記載した書類により確認する。収支の見込みには、多額の借入れや施設の更新、高額財産の取得・処分など法人全体の財務に大きな影響を与える活動についても含むこととし、計画があれば当該申請書類に記載する。これらの見通しから「確実に実施すると見込まれるもの」と認めないこともありうる。

(以下略)